

- No. 57 伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金（農林水産課） …… 1
交付要綱、交付申請書、実施計画書
実績報告書、収支決算書、活動報告書
- No. 66 伊予市景観形成推進組織活動費助成金（都市住宅課） …… 9
交付要綱、交付申請書、実績報告書
- No. 79 伊予市中山町農業者協議会補助金（農業振興課） …… 17
交付要綱、交付申請書、収支予算書、協議会総会資料
精算交付請求書、事業実績報告書、収支決算、事業報告
- No. 115 伊予市ほたる保護活動費補助金（経済雇用戦略課） …… 32
交付要綱、交付申請書、事業計画書、収支予算書
交付決定通知書、概算交付請求書、実績報告書、収支決算書
- No. 137 伊予市伝統芸能保存団体活動補助金（社会教育課） …… 44
交付要綱
（三谷獅子舞保存会）交付申請書、実施計画書、収支予算書
実績報告書、収支決算書
（門前獅子舞保存会）交付申請書、実施計画書、収支予算書
実績報告書、収支決算書
（野中万才保存会）交付申請書、実施計画書、収支予算書
実績報告書、収支決算書
（両谷獅子舞保存会）実績報告書、収支決算書
- No. 114 伊予市観光協会事業費補助金（運営補助分）（参考） …… 70
繰越金理由書

伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金交付要綱

平成17年9月28日

告示第173号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市双海地域の漁業の担い手である漁業後継者で構成する組織(以下「事業実施主体」という。)が漁業技術の向上及び漁家経営の強化についての研修や情報交換等積極的な活動を行うことにより、地域水産業の健全な発展を図るための事業に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費等)

第2条 事業実施主体が行う次の各号に掲げる事業に要する経費を補助金の交付対象とする。

- (1) 産業の振興に寄与する事業
- (2) 公共に寄与する事業
- (3) その他、市長が必要と認める事業

2. 市長は事業実施主体に対し、交付予定額を内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、市長が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に実施計画書(様式第2号・様式第3号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金交付決定通知書を、事業実施主体に交付するものとする。

(事業の変更承認申請)

第5条 事業実施主体が事業計画を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、事業計画の変更額が当初の事業費に対し、20%以内の増減である場合はこの限りではない。

(実績報告等)

第6条 事業実施主体が事業を完了したときは、速やかに実績報告書(様式第5号)に請求書(様式第6号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による書類を受理し、審査の上適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、前2条の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を事業主体からの概算払請求書（様式第7号）により概算払いすることができる。

（補助金の取り消し及び返還）

第9条 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは、一部の返還を命じることができる。

- （1）補助金を目的外に使用したとき。
- （2）この交付要綱及び条件に違反したとき。
- （3）その他の不正行為があると認められたとき。

（その他）

第10条 市長は、必要がある場合、補助金の使途及び帳簿等について調査することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。



農 林 水 産 課	課 長	課長補佐				担 当

様式第1号 (第3条関係)

伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金交付申請書

平成30年 5月 25日

伊予市長 武智 邦典 様

住 所 伊予市

名 称 下灘漁業青年協議会

代表者名



平成 30 年度において、伊予市双海町漁業後継者対策事業を実施したいので、伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金交付要綱第 3 条により、補助金 180,000 円を交付されるよう、実施計画書を添えて申請します。

様式第3号（第3条関係）

伊予市双海町漁業後継者対策事業実施計画書

1. 事業計画書

漁業技術の向上を図るため、県や漁連が開催する研修会等への積極的な参加、視察研修等による先進地の経営技術を学び、本地区の漁業魚価経営の強化を図る。また、年間を通じて開催されるイベント等で活魚及び鮮魚の販売を実施し、魚食普及活動を行う。

2. 収支予算

（1）収入の部

（円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
前年度繰越金	3,342	293,216	△ 289,874	
会費	42,000	45,000	△ 3,000	3,000円×14
市補助金	180,000	180,000	0	
組合助成金	0	300,000	△ 300,000	
その他助成金	30,000	30,000	0	県漁連
売上金	100,000	200,000	△ 100,000	鱈まつり
負担金	0	450,000	△ 450,000	
雑入	3	49	△ 46	利息等
合 計	355,345	1,498,265	△ 1,142,920	

（2）支出の部

（円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
視察研修費	200,000	1,350,000	△ 1,150,000	視察研修費
会長報酬	0	0	0	
会議費	20,000	20,000	0	県漁連総会参加費用等
事業費	125,345	118,265	7,080	鱈まつり等
雑 費	10,000	10,000	0	
合 計	355,345	1,498,265	△ 1,142,920	

様式第2号（第3条関係）

伊予市双海町漁業後継者対策事業実施計画書

1. 事業計画書

年	月	日	事業内容	備考
30	4		漁港清掃	
	5		自主研実施開始	
	6		漁港清掃	
	7		愛媛県青年漁業者連絡協議会総会出席	
	8		漁港清掃	
	9		はも祭り参加	
			プラットホームコンサート参加	
	10		漁港清掃	
	11		自主研視察研修	
	12		漁港清掃	
31	3		総会	



様式第5号（第6条関係）

農 林 水 産 課	課 長	課長補佐				担 当
						

平成 30 年度伊予市双海町漁業後継者対策事業実績報告書

平成 31 年 3 月 27 日

伊予市長 武智 邦典 様

住 所 伊予市

名 称 下灘漁業青年協議会

代表者名

平成 30 年 5 月 30 日付け伊予市指令第 207 号で補助金交付決定の通知があった伊予市双海町漁協後継者対策事業の実績について、同補助金交付要綱第 6 条の規定により報告します。

様式第5号 (第6条関係)

平成30年度伊予市双海町漁業後継者対策事業実績報告書

1. 実績報告書

2. 収支決算

(1) 収入の部

(円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
前年度繰越金	3,342	3,342	0	
会費	42,000	42,000	0	
市補助金	180,000	180,000	0	
組合助成金	0	0	0	
その他助成金	30,000	60,000	30,000	
売上金	100,000	121,800	21,800	
負担金			0	
雑入	3	3	0	
合 計	355,345	407,145	51,800	

(2) 支出の部

(円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
視察研修費	200,000	0	200,000	
会長報酬	0	0	0	
会議費	20,000	4,125	15,875	
事業費	125,345	213,638	△ 88,293	
雑 費	10,000	12,490	△ 2,490	
合 計	355,345	230,253	125,092	

収入合計	407,145円
支出合計	230,253円
次年度繰越金	176,892円

3. 事業完了日 平成 31年3月16日

平30年度下灘漁業後継者事業実活動報告書

年	月	日	事業内容
30	4	7	漁港清掃 (4/7, 6/5, 8/4, 10/2, 12/8, H31. 2/2) 年6回
		5 22	自主研修実施 (5/22, 9/11, 12/13, H31. 1/22, 2/5, 2/26)
		7 6	愛媛県青年漁業者連絡協議会総会出席
		9 1	第10回下灘鯉祭り出店
		"	第33回夕焼けプラットホームコンサート参加
31	3	11 27	伊方町 三崎漁業協同組合
		16	下灘青年協 総会

伊予市告示第 1 5 6 号

伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市景観条例（平成 2 4 年伊予市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 3 1 条第 2 項に規定する景観形成推進組織（以下「組織」という。）の活動に対し、市が予算の範囲内で伊予市景観形成推進組織活動費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成活動)

第 2 条 助成金交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 景観形成のための学習会、計画づくり等の調査・研究活動
- (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙・事例集作成等の啓発活動
- (3) その他市長が良好な景観形成のために必要と認める活動

(助成対象経費、助成割合及び助成限度額)

第 3 条 前条に規定する助成活動において、助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成割合及び助成限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、交付すべきと認めたときは、必要な条件を付して、伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第 6 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた組織（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、あらかじめ伊予市景観形成推進組織活動変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象経費の各区分において、2 0 パーセントを超える額を増減しようとするとき。
- (2) 助成活動の内容について、当該活動の目的及び能率に影響を及ぼす変更をするとき。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、伊予市景観形成推進組織活動変更承認通知書（様式第4号）により、助成対象者に通知するものとする。

（中止（廃止）承認申請）

第7条 助成対象者は、助成活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ伊予市景観形成推進組織活動中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 助成対象者は、助成活動が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊予市景観形成推進組織活動実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、これの審査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、伊予市景観形成推進組織活動費助成金額確定通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた助成対象者は、伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、助成対象者に対し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

（1） 本要綱に違反したとき。

（2） 助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（関係書類の保管）

第13条 助成対象者は、助成活動に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、助成活動の完了した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象経費	助成割合	助成限度額
景観形成推進組織の活動に必要な謝金、報償費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料及び賃借料	10分の10	50,000円

注 飲食に要する経費は助成対象外とする。

様式第1号（第4条関係）

伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付申請書

平成30年6月/日

伊予市長 武智邦典 様

申請者 所在地
名称 郡中景観まちづくり推進協議会
代表者氏名
連絡先

伊予市景観形成推進組織活動について、助成金の交付を受けたいので、伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 活動の目的

郡中地区の良好な景観の形成に資すること

2 活動の計画

実施期間	活動の名称・内容	実施場所	備考
平成30年4月～12月	講演会・見学会、啓発・広報活動	伊予市内・「ミューゼ灘屋」など	

3 活動の収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	金額	備考
補助金	10,000	伊予市助成金
合計	10,000	

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	金額	備考
講演会	10,000	講師謝礼・旅費
合計	10,000	

4 活動完了予定日 平成30年12月31日

5 添付書類 別紙のとおり

「musee 自由大学」セミナーのご案内



「三津浜のリノベ古民家」

歴史的な建築物に命を吹き込むリノベーション最前線

「空襲を免れた三津浜地区には、江戸期から古民家が今も残る。近年は、そうした建物をショップやギャラリーなどにリノベーションする動きが活発だ。歴史的な建築物とともに、新たな命を得て魅力を増した古民家を紹介する」(『松山百点』2018.5) これからの伊予市の景観まちづくりとは。フリーライター太田由美子さんをゲストに三津浜古建築の活かし方を学びます。(参加費無料)

● と き 6月30日(土) 14:00 ~ 16:00

● ところ 『ミュゼ灘屋』(灘町宮内邸) コミュニティ space

● ゲスト speaker フリーライター 太田由美子さん

(主催) 郡中景観まちづくり推進協議会 (共『ミュゼ灘屋』)

伊予市景観形成推進組織活動実績報告書

平成31年 / 月 25 日

伊予市長 武智 典 様

報告者 所在地
 名 称 郡中景観まちづくり推進協議会
 代表者氏名
 連絡先

平成30年 6 月 / 日付け伊予市指令第789号で交付決定通知のあった伊予市景観形成推進組織活動について、伊予市景観形成推進組織活動費助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 活動の成果

平成30年度の研修事業として、伊予市の景観重要建造物の指定物件をはじめ歴史的建造物の調査・見学会・広報活動とあわせ、講演会を開催し、景観まちづくりの学習を深めた。

2 活動の実績

実施期間	活動の名称・内容	実施場所	備考
平成 29 ³⁰ 年6月30日	講演会「三津浜リノベ古民家最前線」 講師 太田由美子氏	ミュゼ灘屋他	

3 活動の収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
補助金	10,000	10,000	0	0	
合 計	10,000	10,000	0	0	

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
講演会	10,000	10,000	0	0	
合 計	10,000	10,000	0	0	

4 活動完了日 平成30年12月31日

5 添付書類 (経費支出に係る領収書又は振込記録の写し、状況写真等)

領 収 書

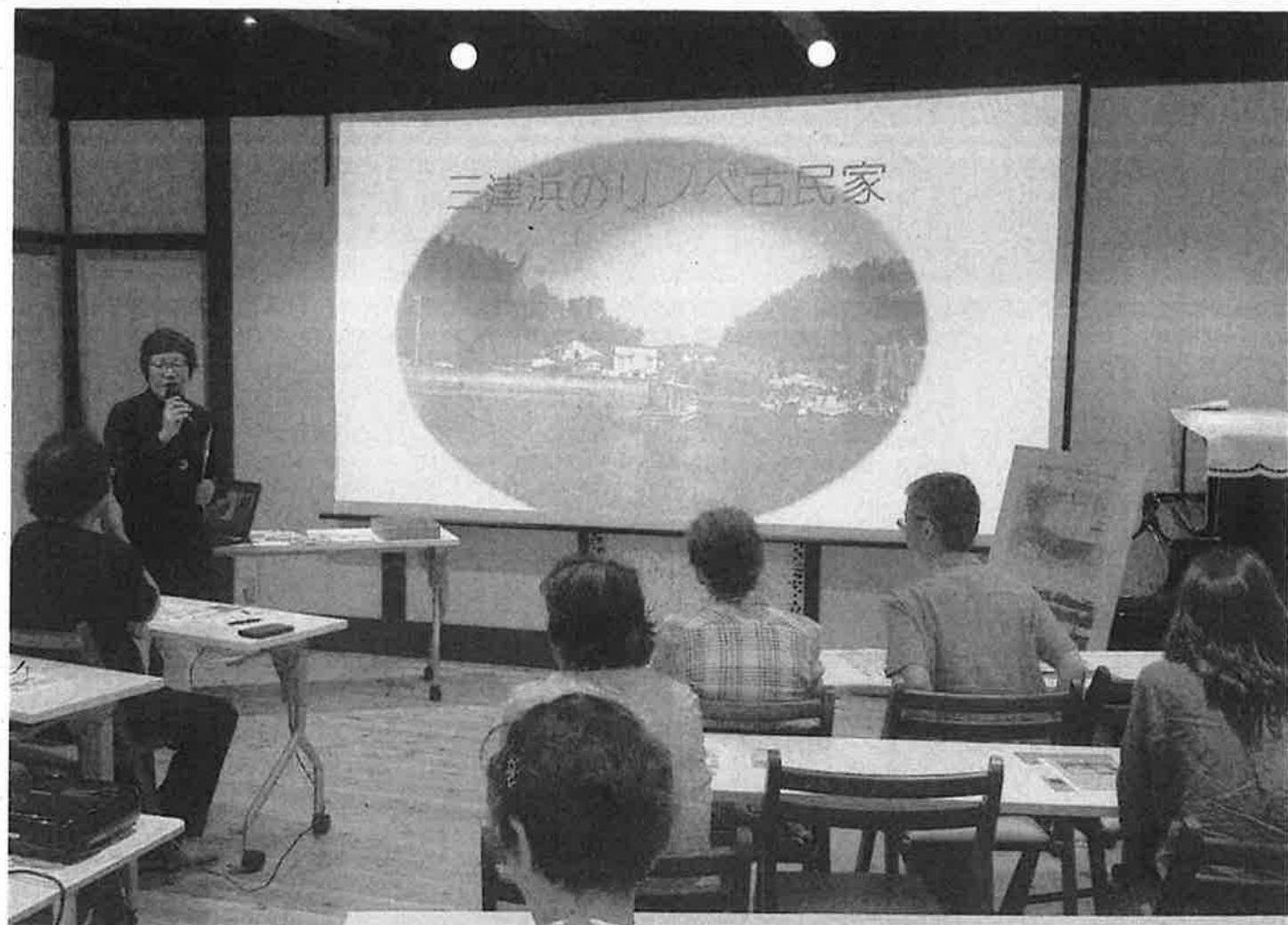
郡中景観まちづくり推進協議会 様

10,000 円

上記金額正に領収いたしました

平成 30 年 6 月 30 日

太田由美子



○伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金交付 要綱

平成18年1月6日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市中山町農業者協議会の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、市が予算の範囲内において伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、伊予市中山町農業者協議会が行う事業のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 農業経営先進地視察研修等に要する経費
- (2) 栗剪定事業に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算に定めた額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により伊予市中山町農業者協議会（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の書類の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、第5条に規定する補助金の交付の決定をした後において補助金の一部又は全部を概算により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算交付請求書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

- 3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助事業者は、第6条に規定する書類を提出した日から10日以内に、補助金精算交付請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
(2) 補助金を、この要綱の目的以外の用途に使用したとき。
(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の外郭団体等活動経費補助金交付要綱(平成13年中山町告示第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。



様式第1号（第4条関係）

課長	課長補佐	課員	担当
泉	端	新	頼

伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金交付申請書

平成30年 4月 25日

伊予市長 武 智 邦 典 様

所在地 伊予市

名称 伊予市中山町農業者協議会

代表者氏名



伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 180,000 円

2 添付書類

- (1) 総会資料又は事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
会 費	332,000 円	
市 補 助 金	180,000 円	
農 協 補 助 金	100,000 円	
出 店 売 上 収 入	120,000 円	
雑 収 入	543 円	
繰 越 金	217,457 円	
計	950,000 円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
会 議 費	470,000 円	
地 区 等 負 担 金	100,000 円	
視 察 研 修 費	25,000 円	
農業者の日助成金	30,000 円	
栗 剪 定 事 業 費	50,000 円	
イベント時出店	180,000 円	
役 員 手 当	20,000 円	
事 務 通 信 費	28,000 円	
雑 費	47,000 円	
計	950,000 円	

平成29年度

伊予市中山町農業者協議会
総 会 資 料

日 時：平成30年3月29日（木） 18時00分から

場 所：伊予市中山地域事務所1階 第1会議室

伊予市中山町農業者協議会

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 出席者数の報告

会員数 28 人中、出席者 人、委任状 人

5 議長選出

6 書記及び議事録署名人の選出

7 議 事

(1) 平成29年度事業報告及び収支決算の承認について

(2) 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

(3) 役員の改選について

(4) その他

8 議長退任

9 閉 会

第1号議案

平成29年度事業報告

月	日	事業名	備考
4	13	伊予地区農業経営者連合協議会第1回役員会	伊予農業指導班 1人
5	19	定例会(ホテルまつりの出店について) 歓迎会	乃む羅
6	2	伊予中山ホテルまつり準備(おでんほか)	農業総合センター
	3	伊予中山ホテルまつり	乃む羅(反省会)
7	7	栗優良園地の視察 定例会(今後の活動計画等について)、懇親会	中山町内 乃む羅
10	27	定例会(栗剪定事業の実施等について) 懇親会	乃む羅
11	18・19	えひめ・まつやま産業まつり農作物直売	城山公園やすらぎ広場 1名
12	1	栗剪定事業(12月1日～ 月 日)	
2	23	定例会(総会等について) 栗剪定反省会	乃む羅
3	27	伊予地区農業経営者連合協議会第議員総会	ウェルピア 5人
	29	平成29年度総会、監査会 懇親会	中山地域事務所 乃む羅

平成 29 年度 収 支 決 算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	増 減	備 考
会 費	323,300	332,000	△ 8,700	
年 会 費	107,000	112,000	△ 5,000	
特 別 会 費	216,300	220,000	△ 3,700	総会、定例会等
市 補 助 金	180,000	180,000	0	
農 協 補 助 金	100,000	100,000	0	
出店売上収入	118,100	120,000	△ 1,900	ホテルまつり
雑 収 入	30,303	881	29,422	貯金利息、伊予市観光協会
繰 越 金	133,119	133,119	0	
計	884,822	866,000	18,822	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	増 減	備 考
会 議 費	384,045	430,000	△ 45,955	
総 会 費	104,500	80,000	24,500	総会
役 員 会 費	279,545	350,000	△ 70,455	定例会、懇親会等
事 業 費	203,970	345,000	△ 141,030	
地区等負担金	36,500	100,000	△ 63,500	伊予地区負担金、情報交換等
視察研修費	3,000	25,000	△ 22,000	栗優良園地の視察
農業者の日助成	30,000	30,000	0	
栗剪定事業	5,996	40,000	△ 34,004	
イベント時出店	128,474	150,000	△ 21,526	ホテルまつり
役 員 手 当	20,000	20,000	0	会長 10,000円、 副会長、会計 各5,000円
事 務 通 信 費	19,350	20,000	△ 650	はがき、切手
雑 費	40,000	51,000	△ 11,000	慶弔費
計	667,365	866,000	△ 198,635	

3 次年度繰越

収 入	支 出	差 引
884,822 円	667,365 円	217,457 円

監事の意見書

平成29年度会計を調査した結果、関係諸帳簿、領収書等いずれも適正に整備されており、不都合ないものと認めます。

平成30年 3 月 29 日

監事



監事



第2号議案

平成30年度事業計画（案）

月	事業名	備考
4	農業者の日	
5	定例会・歓迎会 農業者の日	
6	ホタルまつり参加	
7	定例会・栗剪定園・先進地優良園の視察	
8	伊予地区農業経営者連合協議会先進地優良事例研修会	
9	定例会 農業者の日	
10	農業者の日 中予地区農山漁村男女共同参画フォーラム	
11	定例会・農業者の日 えひめ産業まつり農産物直売	
12	栗剪定事業 伊予地区農業経営者研修大会（夫婦同伴研修会）	
1	栗剪定事業 愛媛県認定農業者等交流会	
2	定例会・農業者の日 伊予地区農業・生活研究フォーラム	
3	総会、監査会 農業者の日	
年間	農業者の掘起し及び農業者協議会への加入促進 栗剪定班への加入促進	

平成30年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度	前 年 度	増 減	備 考
会 費	332,000	332,000	0	
年会費	112,000	112,000	0	4,000円×28人
特別会費	220,000	220,000	0	総会、定例会等
市補助金	180,000	180,000	0	
農協補助金	100,000	100,000	0	
出店売上収入	120,000	120,000	0	ホテルまつり
雑収入	543	881	△ 338	貯金利息
繰越金	217,457	133,119	84,338	
計	950,000	866,000	84,000	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本 年 度	前 年 度	増 減	備 考
会 議 費	470,000	430,000	40,000	
総会費	120,000	80,000	40,000	
役員会費	350,000	350,000	0	定例会、懇親会等
事業費	385,000	345,000	40,000	
地区等負担金	100,000	100,000	0	伊予地区負担金 情報交換会等
視察研修費	25,000	25,000	0	栗園視察
農業者の日助成金	30,000	30,000	0	
栗剪定事業	50,000	40,000	10,000	
イベント時出店	180,000	150,000	30,000	ホテルまつり
役員手当	20,000	20,000	0	会長 10,000円、 副会長、会計 各5,000
事務通信費	28,000	20,000	8,000	はがき、切手
雑費	47,000	51,000	△ 4,000	手数料等
計	950,000	866,000	84,000	



様式第8号（第8条関係）

課長	課長補佐	課員	担当
向井	浅井	新	嘉

平成30年度伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金精算交付請求書

平成31年3月31日

伊予市長 武智邦典様

所在地 伊予市
 名称 伊予市中山町農業者協議会
 代表者氏名



平成30年4月27日付け伊予市指令第43号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金交付要綱第8条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり精算請求いたします。

記

1 精算交付請求額 0 円

内訳

交付決定通知額	180,000 円
概算交付受領済額	180,000 円
精算請求額	0 円

2 添付書類



様式第4号（第6条関係）

課長	課長補佐	課 員	担当
		新	

平成31年3月31日

伊予市長 武 智 邦 典 様

所 在 地 伊予市
 名 称 伊予市中山町農業者協議会
 代表者氏名

伊予市中山町農業者協議会活動経費補助事業実績報告書

平成30年4月27日付伊予市指令第43号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり伊予市中山町農業者協議会活動経費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	180,000 円
2 事業名	伊予市中山町農業者協議会活動経費補助事業
3 着手・完了 年 月 日	着手日 平成30年4月1日 完了日 平成31年3月31日
4 添付書類	(1) 収支決算書 (2) その他参考書類
5 備考	

平成 30 年 度 収 支 決 算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	増 減	備 考
会 費	383,000	332,000	51,000	
年 会 費	124,000	112,000	12,000	
特 別 会 費	259,000	220,000	39,000	総会、定例会等
市 補 助 金	180,000	180,000	0	
農 協 補 助 金	100,000	100,000	0	
出店売上収入	0	120,000	△ 120,000	
雑 収 入	3	543	△ 540	貯金利息、伊予市観光協会
繰 越 金	217,457	217,457	0	
計	880,460	950,000	△ 69,540	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	増 減	備 考
会 議 費	469,400	470,000	△ 600	
総 会 費	15,000	120,000	△ 105,000	総会
役 員 会 費	454,400	350,000	104,400	定例会、懇親会等
事 業 費	34,000	385,000	△ 351,000	
	32,000	100,000	△ 68,000	伊予地区負担金、情報交換等
視 察 研 修 費	2,000	25,000	△ 23,000	各種視察研修
農業者の日助成	0	30,000	△ 30,000	
栗剪定事業	0	50,000	△ 50,000	
イベント時出店	0	180,000	△ 180,000	
役 員 手 当	20,000	20,000	0	会長 10,000円、 副会長、会計 各5,000円
事 務 通 信 費	12,400	28,000	△ 15,600	はがき、切手
雑 費	24,220	47,000	△ 22,780	慶弔費
計	560,020	950,000	△ 389,980	

3 次年度繰越

収 入		支 出		差 引
880,460 円	—	560,020 円	=	320,440 円

平成30年度事業報告

月	日	事業名	備考
3	27	平成29年度代議員総会	5名
4	17	愛媛県認定農業者等交流会情報交換会 (H29年度未実施分)	にぎたつ会館 1名
5	17	伊予地区農業経営者連合協議会第1回役員会	1名
5	18	定例会(ホテルまつりの出店について) 歓迎会	乃む羅
6	7	愛媛県認定農業者連絡協議会第16回通常総 会情報交換会	1名
7	27	栗優良園地の視察 定例会(今後の活動計画等について)、懇親 会	中山町内 乃む羅
8	28	伊予地区農業経営者連合協議会視察研修	
10	26	定例会(栗剪定事業の実施について)	乃む羅
11	25	えひめまつやま産業まつり農産物直売	1名
12	3	栗剪定事業	中山町内 乃む羅
12	5	伊予地区会員合同研修会	1名
12	7～8	栗剪定講習会	中山町現地ほ場
1	23	愛媛県認定農業者等交流会情報交換会	2名
2	15	定例会(総会等について) 栗剪定反省会	乃む羅
3	29	平成30年度総会、監査会 懇親会	中山地域事務所 乃む羅

○伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱

平成17年11月11日

告示第191号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市においてほたるの保護活動を行う団体の、河川環境の保護及び向上に資する自主的な活動に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当し、かつ、市長が必要と認めるものとする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体は、対象外とする。

- (1) 主として市内で活動を行う団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で、かつ、代表者が明らかな団体であること。
- (3) 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象団体が行う事業のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) ほたるの保護及び増殖に要する経費
- (2) 自然保護及び観光に要する経費
- (3) その他、市長が必要と認める経費

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の適否を決定するものとする。

(補助金交付の通知等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定内容及びこれに付する条件を補助金の交付の

申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に基づき、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了報告書に次の書類を添え、速やかに市長に報告しなければならない。

- （1） 事業実績報告書（様式第4号）
- （2） 収支決算書（様式第5号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金の交付の決定をした後において補助金等の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助事業者は、第8条に規定する書類を提出した日から10日以内に、補助金の清算をしなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 偽り、その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2） 第8条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3） 第12条の承認を受けないで、補助事業により取得し、又は担保に供したとき。
- （4） 前3号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が認めるもの

(3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると市長が認める財産

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業の施行及び収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了した翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）



平成30年4月1日

伊予市長 武 智 邦 典 様

所 在 地 伊予市
名 称 伊予中山ホタル保存会
代表者氏名



伊予市ほたる保護活動費補助金交付申請書

平成30年度において次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	80,000円
2 事業名	伊予中山ホタル保存会運営事業
3 事業の目的	伊予市中山町内河川に棲むホタルの保護及び養殖を行い、自然環境の保護及び河川環境の保全に努めるとともに、伊予市中山町のホタルをアピールし、観光推進に努めることを目的とする。

4 事業の内容	別紙計画書のとおり
5 着手・完了 予定年月日	着 手 日 平成30年 4月 1日 完 了 日 平成31年 3月31日
6 事業の効果	伊予市中山町内のホタルの保護及び養殖を行うことにより、中山全域のホタルの減少を防ぎ、自然環境の保護及び河川環境の保全に努める。なお、河川清掃などの美化活動や市主催のイベント等にも積極的に参加し、観光推進、地域振興に努めるものとする。
7 添付書類	(1) 収支予算書 (2) その他参考資料
8 備 考	会員数 6名

平成30年度伊予中山ホタル保存会活動事業計画書

月 日	事 業 名	場 所	対象人数	備 考
4	河川現地視察 カワニナの採取	中山川外	6	
5	ホタルまつり打合せ会 カワニナの放流 養殖準備作業 ホタル生育調査	地域事務所 中山川外 〃 宅 中山川外	1 5 9	
6	伊予中山ホタルまつり ホタル観賞打合せ ホタル観賞教室 花の森ホテルホタル観賞教室 ホタル生育現地調査 ホタル保護パトロール ホタルの卵ふ化作業	中山中学校 〃 宅 町 内 町 内 中山川外 中山川外 〃 宅	9 6 6 6 6	日曜日実施 6回実施
7	ホタル幼虫放流打合せ ホタルの放流 永木地区 佐礼谷地区 カワニナ捕獲	〃 宅 中山川外 〃 中山川外	4 4 6	中山・佐礼谷小 学校児童
9～12	ホタル養殖 幼虫生育状況調査	〃 宅 中山川外		
11	ホタル勉強会	中山小学校	3	
12	ホタル幼虫最終放流 総会・新年度活動計画	中山川外 花の森ホテル	15	
1～3	ホタル養殖準備	〃 宅		
年 間	・県内外におけるホタルの養殖指導等 ・他市町等団体の視察受け入れ ・各報道・マスコミ等の対応 ・河川清掃及びホタル保護活動			

様式第2号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（円）

区 分	予 算 額	摘 要
補 助 金	80,000	市補助金
会 費	18,000	会員年会費
雑 収 入	855	利息等
繰 越 金	14,145	平成29年度繰越金
合 計	113,000	

2 支 出

区 分	予 算 額	摘 要
会 議 費	6,000	総会・会議費（お茶代）
養 殖 費	87,000	資材、消耗品等
役 務 費	10,000	電話代等
燃 料 費	5,000	ガソリン代
旅 費	2,500	高速道路代
予 備 費	2,500	
合 計	113,000	

様式第3号（第6条関係）

伊予市指令第 号

平成30年4月 日

伊予中山ホテル保存会

会長 様

伊予市長 武 智 邦 典 閣

伊予市はたる保護活動費補助金交付決定通知書

平成30年4月1日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、伊予市はたる保護活動費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付年度	平成30年度
2 事業名	伊予中山ホテル保存会運営事業
3 補助金の 交付決定額	金80,000円
4 交付条件	(1) この補助金は、伊予市はたる保護活動費補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき。 イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (3) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。 (4) 市長が必要であると認めるときは、当該吏員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実施検査をします。 (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (6) 伊予市はたる保護活動費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第7号 (第9条関係)

平成30年5月11日

伊予市長、武智邦典様

所在地 伊予市
 名称 伊予中山ホテル保存会
 代表者氏名

伊予市はたる保護活動費補助金概算交付請求書

平成30年4月2日付け伊予市指令第59号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり伊予市はたる保護活動費補助金交付要綱第9条第2項の規定により概算請求します。

- 1 事業名 伊予中山ホテル保存会運営事業
- 2 請求額 80,000円
- 3 振込先

金融機関名	銀行
口座種別	普通
口座番号	
(フリガナ) 名義人	伊予中山ホテル保存会



様式第4号（第9条関係）



平成31年3月31日

伊予市長 武 智 邦 典 様

所 在 地 伊予市
名 称 伊予中山ホテル保存会
代表者氏名



伊予市ほたる保護活動費補助事業実績報告書

平成30年4月2日付け伊予市指令59号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱第9条第1項第1号の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	80,000円
2 事業名	伊予中山ホテル保存会運営事業
3 着手・完了 年月日	着手日 平成30年 4月 1日 完了日 平成31年 3月31日
4 添付書類	(1) 収支決算書 (2) その他参考資料
5 備考	

平成30年度伊予中山ホタル保存会活動事業報告書

月	事業名	場所	対象人数	備考
4	河川現地視察 カワニナの採取	中山川外	6	
5	ホタルまつり打合せ会 カワニナの放流 養殖準備作業 ホタル生育調査	地域事務所 中山川外 宅 中山川外	1 5 1 9	
6	伊予中山ホタルまつり ホタル観賞打合せ ホタル観賞教室 花の森ホテルホタル観賞教室 ホタル生育現地調査 ホタル保護パトロール ホタルの卵ふ化作業	中山中学校 宅 町内 町内 中山川外 中山川外 宅	9 6 6 6 6	日曜日実施 6回実施
7	ホタル幼虫放流打合せ ホタルの放流 永木地区 佐礼谷地区 カワニナ捕獲	宅 中山川外 中山川外 中山川	 4 4 6	
9～12	ホタル養殖 幼虫生育状況調査	宅 中山川外		
11	ホタル勉強会	中山小学校	3	
12	ホタル幼虫最終放流 総会・新年度活動計画	中山川外 花の森ホテル	15	
1～3	ホタル養殖準備	宅		
年間	・県内外におけるホタルの養殖指導等 ・他市町等団体の視察受け入れ ・各報道・マスコミ等の対応 ・河川清掃及びホタル保護活動			

様式第5号（第9条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
補 助 金	80,000	80,000	0	市補助金
会 費	18,000	18,000	0	平成30年度会費
雑 収 入	855	0	△855	利息
繰 越 金	14,145	14,145	0	前年度繰越金
合 計	113,000	112,145	△855	

2 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
会 議 費	6,000	6,000	0	観光協会会費
養 殖 費	87,000	55,000	△32,000	資材、消耗品費
役 務 費	10,000	9,250	△750	電話代、保険代等
燃 料 費	5,000	10,000	5,000	ガソリン代
旅 費	2,500	0	△2,500	高速道路代
予 備 費	2,500	0	△2,500	
合 計	113,000	80,250	△32,750	

収入合計から支出合計を差し引いた、31,895円は平成31年度へ繰越すものとする。

○伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱

平成17年6月15日

教育委員会告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市の伝統芸能の保存・伝承を図るため、市内の伝統芸能保存団体（以下「保存団体」という。）の運営及び事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、保存団体が伝統芸能の保存・伝承を図るための活動に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で各保存団体が実施する事業内容及び事業効果を勘案して算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた保存団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金支払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による支払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第6号)

(2) 収支決算書(様式第7号)

(3) 事業の実施に関する資料等

(目的外使用の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年6月15日から施行する。

氏名・名称	摘要	2018支出額	2019支出額
下吾川獅子舞保存会 代表者	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
宮下獅子舞保存会	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
八倉中西組獅子舞保存会 代表者	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
上吾川獅子舞保存会 会長	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
尾崎獅子組 世話役	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
楚中神社獅子舞保存会 代表者	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
伊豫神社獅子舞保存会	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
三谷獅子舞保存会	平成30年度伊予市伝統芸能保存団体活動補助金	27000	
永木獅子舞保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(永木獅子舞保存会)	90000	
門前獅子舞保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(門前獅子舞保存会)	90000	
野中万才保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(野中万才保存会)	60750	
村中万才保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(村中万才保存会)	60750	
永田舎儀利保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(永田舎儀利保存会)	36450	
川崎舎儀利保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(川崎舎儀利保存会)	36450	
梅原舎儀利保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(梅原舎儀利保存会)	36450	
平沢お供相撲保存会	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(平沢お供相撲保存会)	36450	
両谷獅子舞保存会 会長	伊予市伝統芸能保存団体活動補助金(両谷獅子舞保存会)	90000	

伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付申請書

平成30年 9月 3日

伊予市長 武 智 邦 典 様

住 所 伊予市
(上三谷原組集会所内)
氏 名 三谷獅子舞保存会

平成30年度伝統芸能保存活動事業を実施したいので、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 27,000円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

事業実施計画書

三谷獅子舞保存会

事業名	活 動 内 容
伝統芸能保存活動事業	○活動打合せ（7月）・・・上三谷原組集会所 ○獅子舞練習・・・・・・三谷神社、上三谷筋会倉庫ほか 子 役（8月下旬～10月初旬） 19：00～20：00 獅子舞（8月下旬～10月初旬） 20：00～21：30 ○運行計画作成（9月中旬）・・・上三谷原組集会所 ○秋祭り餅撒き用餅つき（10月13日） ・・・上三谷筋会組集会所 ○秋祭り（10月14日） ※ 活動人員 大人（延べ）15人 子供（延べ）10人

様式第3号（第4条関係）

収 支 予 算 書

三谷獅子舞保存会

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
繰越金	24,370	前年度繰越金
補助金	27,000	伊予市より
助成金	50,000	上三谷原組より
事業収入	40,000	祭り当日ご祝儀
合 計	141,370	

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
食糧費	40,000	練習時飲み物代等
報償費	40,000	子役、着付け等謝礼
使用料	10,000	練習場所使用料
備品購入費	40,000	衣装及び資材購入代
予備費	11,370	その他
合 計	141,370	

様式第5号（第8条関係）

伊予市伝統芸能保存団体活動事業実績報告書

平成31年4月6日

伊予市長 武 智 邦 典 様

住 所 伊予市
氏 名 三谷獅子舞保存会

平成30年9月3日付け伊予市指令第799号で補助金交付決定の通知があった伊予市伝統芸能保存団体活動補助金の実績について、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

三谷獅子舞を保存伝承し、伊予市の伝統芸能の育成を図った。

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に関する資料等

様式第6号 (第8条関係)

事業実施報告書

三谷獅子舞保存会

事業名	実施時期	実施場所	活動内容	事業効果
伝統芸能保存団体活動事業	7月1日(日)	上三谷原組集会所	活動打合せ	三谷獅子舞保存会を保存伝承し、伊予市の伝統芸能の育成を図ることができた。
	8月26日(日) ～10月7日(日)	三谷神社、上三谷筋 会倉庫ほか	獅子舞練習 子役 19:00～20:00 獅子舞 20:00～21:30	
	9月8日(土)	上三谷原組集会所	運行計画作成	
	10月13日(土)	上三谷筋会組集会所	秋祭り餅撒き用餅つき	
	10月14日(日)	上三谷地区一円	秋祭り	
	12月1日(土)	上三谷原組集会所	秋祭り反省会	
			※ 活動人員 大人(延べ) 18人 子供(延べ) 12人	

様式第7号（第8条関係）

収 支 決 算 書

三谷獅子舞保存会

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
繰越金	24,370	24,370	前年度繰越金
補助金	27,000	27,000	伊予市より
助成金	50,000	50,000	上三谷より
事業収入	40,000	30,000	祭り当日ご祝儀
合 計	141,370	131,370	

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
食糧費	40,000	32,150	練習時飲み物代等
報償費	40,000	40,000	子役、着付け等謝礼
使用料	10,000	10,000	練習場所使用料
備品購入費	40,000	28,340	衣装購入代
予備費	11,370		その他
繰越金		20,880	平成31年度に繰越
合 計	141,370	131,370	

様式第1号（第4条関係）

伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付申請書

平成 30 年 8 月 27 日

伊予市長 武 智 邦 典 様

住 所 伊予市
氏 名 門前獅子舞保存会

平成30年度伝統芸能保存活動事業を実施したいので、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金90,000円
- 2 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書

事業実施計画書

事業名	活動内容
川前獅子舞保存会	8月18日 獅子舞保存会打合せ会 9月8日～10月末日まで練習 (小学生2～3名、大人20名) 9月8日 衣装、道具点検作業 10月7日 本番用道具整備 秋祭り当日 午前中、中山草場園 午後、中山三和神社工(宮出し) ↓ 中山中学校グラウンド ↓ 三島神社(金毘羅さん) ↓ 盛景寺 ↓ 土屋越の宮 以上6ヵ所で獅子舞披露 指導者 3名 練習場所 川前集会所

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
繰 越 金	58,298 -	
市 補 助 金	90,000 -	
雑 入		
そ の 他		
合 計	148,298 -	

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
報 償 費	30,000 円	子役祝儀
消 耗 品 費	2,798 -	足袋のすべり止め防炎剤
会 議 費	25,000 -	会費、練習時の茶菓子
印 刷 製 本 費	8,500 -	フロッピー代
修 繕 費	20,000 -	小太鼓修理、電話機
通 信 運 搬 費	0	
手 数 料	30,000 -	クリーニング代
使用料及び借上料	0	
備 品 購 入 費	20,000 -	一部衣装の新春予定
負 担 金	2,000 -	協会負担金
合 計	148,298 -	

様式第5号（第8条関係）

伊予市伝統芸能保存団体活動事業実績報告書

平成 31 年 3 月 11 日

伊予市長 武 智 邦 典 様

住所 伊予市
氏名 門前獅子舞保存会

平成30年9月5日付け伊予市指令第394号で補助金交付決定の通知があった伊予市伝統芸能保存団体活動補助金の実績について、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

別紙のとおり

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に関する資料等

様式第6号 (第8条関係)

事業実施報告書

事業名	実施時期	実施場所	活動内容	事業効果
竹前獅子舞 保存会 (打ち合わせから 祭りに終了後の 衣装の片付け)	平成30年 8月18日～ 10月23日祝	竹前集会所 三島神社 本指図 中山中学校 笠原寺 垣越宮 金屋羅さん	獅子舞練習打ち合わせ 8/18 練習 9/8～10/21 (水・金) 衣装・道具支給 9/8 小道具修繕 10/7 祭り当日 10/22 三島神社地5カ所での 演技。 祭り当日は、三島神社で神楽 宮出しに続いて竹前獅子舞 が奉納演技を行った。伝統 芸能を継承すると各拝観者から 盛んな獅子の踊りを見てこいに	地や祭りに関係が深いこの 地区の価値の向上に なった。 祭りに参加した神楽での演技 の様子に鑑み、2年以内に 竹前獅子舞の習字・ 獅子舞も見学し、師事する 親子達も多くなると聞く。 また、伝統ある獅子舞が区内 にあることに、小中高生 の意識向上に役立つ中、伝統 芸能も継承し、若者男 女の参加の精神を鼓舞して いる。区の活性化に 繋がっている。

様式第7号 (第8条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
繰 越 金	58,298 円	
市 補 助 金	90,000 円	
雑 入	27,000 円	区負担金
合 計	175,298 円	

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
報 償 費	30,000 円	子役謝礼
消 耗 品 費	7319 円	小物、材料、テ-70
会 議 費	29,280 円	総会、打ち合わせ会
印 刷 製 本 費	3205 円	写真代
修 繕 費	0	
通 信 運 搬 費	0	
手 数 料	19494 円	衣装クリーニング
使用料及び借上料	0	
備 品 購 入 費	0	
負 担 金	6000 円	保険、協会費
そ の 他	80,000 円	祭当日弁当、飲料、40人
合 計	175,298 円	



様式第1号（第4条関係）

伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付申請書

平成30年8月27日

伊予市長 武 智 邦 典 様

住 所 伊予市
氏 名 野中万才保存会

平成30年度伝統芸能保存活動事業を実施したいので、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金60,750円
- 2 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

事業実施計画書

事業名	活動内容
野中万歳伝承	野中万歳保存会総会 野中敬老会出演 中山町芸能発表会出演 伊予市市民総合文化祭出演 中山町夏祭り参加
	町内福祉施設慰問 野中万歳保存会打ち合わせ会 毎月1回練習 各出演前に数回練習

様式第3号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
繰 越 金	85,117	
市 補 助 金	60,750	郷土芸能保存活動事業補助金
会 費	6,000	年会費1,000円×6名
雑 入	0	
合 計	151,867	

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
報 償 費	0	
消 耗 品 費	10,000	化粧品代 事務用品
会 議 費	27,000	総会費
印 刷 製 本 費	0	
修 繕 費	0	
通 信 運 搬 費	0	
手 数 料	10,000	クリーニング代
使用料及び借上料	5,000	車借り上げ料
備 品 購 入 費	10,000	
負 担 金	2,000	文化協会費
食 糧 費	30,000	発表会弁当、練習時飲物代
予 備 費	57,867	
合 計	151,867	

様式第5号（第8条関係）

伊予市伝統芸能保存団体活動事業実績報告書

平成31年 3月27日

伊予市長 武智邦典様

住所 伊予市
氏名 野中万才保存会

平成30年 9月 5日付け伊予市指令第392号で補助金交付決定の通知があった伊予市伝統芸能保存団体活動事業実績について、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

別紙のとおり

2 添付書類

- (1) 事業実施実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に関する資料等

様式第6号（8条関係）
事業実施報告書

事業名	実施時期	実施場所	活動内容	事業効果
野中万才伝承				演技披露により中山 地域住民への野中万 才の認知、啓蒙が図 れ郷土芸能の育成保存 につながった。
	6月9日	野中集会所	練習	
	7月14日	野中集会所	練習	
	9月18日	野中改善センター	野中敬老会出演	
	10日13日	野中集会所	練習	
	10月20日	飲食店	総会	
	11月10日	野中集会所	練習	

様式第7号（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
繰 越 金	85,117	
市 補 助 金	60,750	
雑 入		預金利子
会 費	6,000	年会費
合 計	151,867	

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
報 償 費		
消 耗 品 費	2,500	事務用品
会 議 費	21,000	総会費・
印 刷 製 本 費		
修 繕 費		
通 信 運 搬 費		
使用料及び借上料	3,000	車借り上げ料
手 数 料	0	
備 品 購 入 費	35,500	衣装代（2名分）
負 担 金	2,000	文化協会費
雑 支 出	3,000	練習時飲み物代
合 計	67,000	

収入151,867円－支出67,000円＝84,867円次年度へ繰り越し

野中地区敬老会出演



様式第5号（第8条関係）

伊予市伝統芸能保存団体活動事業実績報告書

平成31年 3 月 13 日

伊予市長 武智 邦典 様

住 所 伊予市

両谷獅子舞保存会

氏 名

平成30年9月19日付け伊予市指令第439号で補助金交付決定の通知があった伊予市伝統芸能保存団体活動補助金の実績について、伊予市伝統芸能保存団体活動補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施に関する資料等

様式第6号（第8条関係）

事業実施報告書

事業名	実施時期	実施場所	活動内容	事業効果
両谷獅子舞保存会	H30. 8. 4	双海シーサイド公園	双海トライアスロン大会前夜祭での演技披露	太平洋戦争後、途絶えていた本獅子舞を有志により昭和60年に復活し、今年で35年目を迎えた。今年度も上灘地区の秋祭りや公民館祭り、市民文化祭で演技披露するなど活動を継続している。会員も幼児から大人と幅広く、青少年の健全育成活動や地区内住民のコミュニケーションづくり、伝統文化の継承に努めている。 現在では、市内だけでなく他の市町からの依頼があれば積極的に受け入れている。 私たちの団体が獅子舞を継続することにより、秋祭りという地域の伝統行事を盛り上げ、地域の皆様に喜ばれている。 さらには、各種イベントでの演技披露によって、双海町内にある伝統文化を知ってもらう機会ともなっている。
	H30. 9. 22	両谷公民館	役員会（秋祭りの練習日程等）	
	H30. 10. 1～ H30. 10. 20	両谷公民館	秋祭りに向けての練習 （月・水・金の週3回）	
	H30. 10. 23	上灘地区内	秋祭りで演技披露（11ヵ所）	
	H30. 10. 28	ウエルピア伊予	市民総合文化祭での演技披露	
	H30. 11. 11	双海トレニーングセンター	上灘公民館祭りでの演技披露	
	H31. 3. 10	両谷公民館	監査会	

様式第7号（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額(円)	決 算 額(円)	備 考
前年度繰越金	527,288	527,288	H29年度からの繰越金
市補助金	90,000	90,000	伊予市からの
助成金	13,000	13,000	双海文化協会から
初穂料	120,000	13,7000	秋祭り披露御芳志 (11ヶ所)
謝礼金(出演料)	20,000	5,5000	公民館祭り等
雑収入	12	4	預金利子
合 計	770,300	822,292	

2 支出の部

区 分	予 算 額(円)	決 算 額(円)	備 考
事務費	75,000	176,676	練習及び披露会
報償費(謝礼金)	56,000	51,000	子役への謝礼
負担金	3,250	3,250	伊予市文化協会会費
修繕費	75,000	263,060	道具の購入等
使用料及び賃借料	15,000	20,950	衣装クリーニング代等
予備費	546,050	307,356	次年度への繰越
合 計	770,300	822,292	

繰越金理由書

伊予市観光協会は下記の理由により、平成31年度への繰越金(¥8,040,278-)が必要である。

記

(理由)

①平成30年度においては伊予彩まつり花火大会が中止となったことから、次年度に繰越を希望する協賛社(者)からの協賛金としてお預かりしており、繰越を希望された協賛社(者)からは次年度協賛金を頂かないこととなっており、花火打上費については、完全に市の補助対象外経費であるため、繰越金がなければ来年度の花火大会(予算700万円)の支払ができない。また、花火大会の有料席については、同様に市の補助対象外経費となり、花火大会が中止となった場合は購入者に返納しなければならないため、事業収入分(有料席チケット販売代金)についても財源の確保が必要不可欠である。

②4月7日(日)開催の谷上山さくらまつり事業の支払資金並びに6月1日(土)開催の「ほたるの里ふたみ」ほたるまつり事業などの消耗品及び保険料等の支払資金として必要であり、補助金交付前に支払が発生するため。

③市補助金が交付されるまでの支払期日が明確な固定費等の経費及び当協会の職員給与・旅費等(4月・5月分)の支払いに充てるため。

(内訳)

①伊予彩まつり事業(スポンサー料)	¥5,720,000-
②各支部イベント費(谷上山さくらまつりなど)	¥720,000-
③本会(人件費、家賃、コピー代、電話代等)	¥1,600,000-

必要額計 ¥8,040,000-